



ふるさと納税制度を活用したクラウドファンディングによって集まった寄附金の一部を補助金として交付し、事業者等を支援します。



## 本巢市ふるさと納税返礼品

# 新たな地場産品創出等推進事業

①市が返礼品提供事業者から設備投資などのプロジェクトを募集



②市がプロジェクトのクラウドファンディングを立ち上げ



③ふるさと納税による支援を募る



④集まった寄附額の10分の4を事業者へ補助



募集期間

2025年4月21(月)～5月30日(金)

### 補助金による支援の例(イメージ)

新鮮なフルーツを加工して新たな返礼品を創り出したいので、新たな機材80万円を購入するために、クラウドファンディングによる資金調達に挑戦する

新たな機材の購入  
80万円  
(補助対象経費)



寄附目標額 = 100万円

50万円 = ふるさと納税 募集に要する経費

25万円 = 返礼品代

25万円 = 手数料等

40万円  
= 補助額

10万円  
= 市の  
実収入

寄附額の4/10が補助対象経費の1/2に到達  
→クラウドファンディング成功!

補助額  
40万円  
(=100万円×4/10)

補助対象経費の  
1/2(40万円)を  
自己負担※



補助対象経費 80万円

※寄附目標額達成後も、寄附額が200万円に達成するまで(補助額200万円×4/10=80万円)、CFを継続することも可能。



本巢市役所 企画部 企画広報課  
TEL: 058(323)5142  
E-mail: kikakukouhou@city.motosu.lg.jp



◀詳しくはこちら

## ▼ 主な事業内容 ▼

### 補助対象者



- ★新たな地場産品、または改良、増産などした既存の地場産品を、市ふるさと納税の返礼品として登録する意思を有する人
- ★市内に事業所などを有する、または開設を予定している人で、交付決定の日から5年以上継続して補助事業を行う意思を有する人

### 補助金額



- ★交付する補助金はクラウドファンディング(以下CF)などにより資金調達し、寄附額の10分の4を交付します。
- ★CFなどによる寄附額の10分の4が、地場産品の創出に係わる必要経費のうち、補助対象となる経費(以下「補助対象経費」)の2分の1に達した場合、補助金を交付します。(=寄付目標額(補助対象経費の1.25倍)に達した場合)
- ※寄付目標額に達しなかった場合でも、市との協議により、補助金を交付する場合があります。
- ★寄付目標額を超えた場合は、補助対象経費の額の範囲(50%以上100%以下)を超えない額(補助対象経費の全額補助も可能)まで交付します。

### 補助対象経費



- 新たな地場産品の創出、または既存の地場産品の生産強化などに必要な施設・設備などに関するもの
- ・土地取得費(測量費、造成費を含む)
  - ・工場、作業場等の建物取得に係る建設費
  - ・土地建物等賃借料(補助事業の完了までの期間のものに限る。)
  - ・建物付帯設備の整備又は取得に要する経費
  - ・新たな地場産品の創出等に要する構築物の取得及び機械装置等の取得に係る経費
  - ・建物賃借による増改築費
  - ・備品購入費(新たな地場産品の創出等に要するものに限る。)
  - ・借上料(新たな地場産品の創出等に要するものに限る。)
  - ・委託費(新たな地場産品の創出等に要するものに限る。)
  - ・外部評価費(新たな地場産品の創出等に要するものに限る。)
  - ・その他新たな地場産品の創出等に必要と認める経費
- ※公租公課、消費税及び地方消費税、官公署に支払う手数料等、人件費、飲食費、消耗品費、その他社会通念上不適切と認められる費用は除く。

## ▼ 交付決定までのスケジュール ▼

### 書類提出

企画提案書、収支計画書など

### 提案審査

選定委員会で審査(2025年6月30日(月)までに開催)  
【審査項目】新規性/市場性/成長性/実現性など

### 決定通知

選定委員会終了後、1週間以内に書面にて決定通知

### CF開始

ふるさと納税ポータルサイト「ぎふちよく」等にて実施

### 交付決定

CF終了後に補助金交付申請後(30日以内)、決定

### 事業開始

交付決定後に開始

